

改正

令和6年8月7日告示第117号

令和7年5月16日告示第73号

苓北町移住支援金交付要項

(趣旨)

第1条 苓北町は、くまもと新時代共創総合戦略及び苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、苓北町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、熊本県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から苓北町に移住した者が移住支援金（以下「支援金」という。）の要件を満たす場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

2 前項の支援金の交付については、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の過去10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用

保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。

(イ) 住民票異動直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票異動の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(エ) 移住元で税金・保険料・使用料等を滞納していないこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 支援金の申請は、転入の日から起算して1年以内に行うこと。ただし、国の当該年度当初予算に係る第1回交付決定前であったことにより、当該期間内に申請を行うことができなかつた場合は、当該交付決定日以後、当該年度の4月1日から転入の日から起算して1年を経過する日までの日数に相当する期間に限り、申請を受け付けるものとする。

(イ) 苓北町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合に限る。)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。)

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合で、町長が認める場合を除く。

(エ) その他町長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

一般の場合にあつては、アからキに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあつては、ア及びクからサに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業していること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額がおおよそ50億円未満の法人であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

(ウ) みなし大企業でないこと（ただし、上記(イ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）。

(エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 「くまもと移住定住・U I J ターン就職支援センター」によるU I J ターン就職支援の利用登録を行っている法人であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ 上記求人への応募日が、熊本県のマッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次のアに掲げる関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 関係人口要件

(ア) 転入前の過去3年間のうち、苓北町へふるさと納税を行った者

(イ) 過去に連続して3年以上、苓北町に住所を有していたことがある者

(ウ) 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（旧苓洋高校、旧水産高校）を卒業した者

(エ) 苓北町お試し住宅事業実施要綱（令和3年苓北町要綱第8-3号）に定めるお試し住宅の利用経験がある者

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に従事し、申請時において連続して3か月以上在職している者

(イ) 苓北町小規模事業者支援補助金・事業承継支援補助金の交付決定を受けた者

(ウ) 苓北町職員として採用された者

(5) 起業に関する要件

1年以内に熊本県が要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人以上の世帯の移住者 1,000千円

(2) 単身の移住者 600千円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき1,000千円を加算する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 全ての申請者

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間（第2条第1号アに該当すること。）を確認できる書類）

ウ 移住元における市区町村税の滞納がないことの証明書

(2) 東京23区内以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区内以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

履歴事項全部証明書、開業届の写し又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

(4) 2人以上の世帯の移住者

移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(5) 支援金（就業の場合）の申請者

就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第2号-1）

(6) 支援金（テレワークの場合）の申請者（次号に定める者を除く。）

就業先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号 - 2）

- (7) 支援金（テレワークの場合）の申請者（個人事業主）
 - ア 就業先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号 - 3）
 - イ 業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
 - ウ 開業届の写し又は確定申告書の写し
 - エ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

- (8) 支援金（本事業における関係人口の場合）の申請者

関係人口の要件及び地域の担い手として就業したこと等を証する書類等で町長が必要と認めるもの

- (9) 支援金（起業の場合）の申請者

起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第6条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、支援金の交付を受けようとする場合は、次に定める書類を添えて、交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（支援金の交付）

第7条 町長は、交付決定者から前条の規定による請求があった場合は、請求があった日から1か月以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたとき

は、速やかに交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を申請者に通知する。

（報告及び立入調査）

第10条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第11条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

（1） 次のアからオのいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

オ 税金・保険料・使用料等を滞納した場合

（2） 支援金の申請日から3年以上5年以内に苓北町から転出した場合 半額

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（令和元年度苓北町移住支援事業補助金交付要項の廃止）

2 令和元年度苓北町移住支援事業補助金交付要項（令和元年告示第123号）は、廃止する。

附 則（令和6年8月7日告示第117号）

この要項は、公布の日から施行し、令和6年7月5日から適用する。

附 則（令和7年5月16日告示第73号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の苓北町移住支援金交付要項の規定は、令和7年4月1日以後に苓北町に転入した者に

適用し、同日前に苓北町に転入した者は、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 4 月 27 日告示第 67 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の苓北町移住支援金交付要項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に苓北町に転入した者に適用し、同日前に苓北町に転入した者は、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）
 荅北町長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

熊本県移住支援事業・マッチング支援実施・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに荅北町移住支援金交付要項（以下、「要項」という。）に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入日	年 月 日		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について	A. 満たす	B. 満たさない
別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、荅北町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）荅北町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署			
住所	〒		
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない / その他 ()
テレワーク勤務の時間	週	時間	

7 (関係人口要件による移住者のみ記載) 関係人口要件の該当項目

関係人口要件 ※令和7年4月1日以降の転入者	<input type="checkbox"/> 転入前の過去3年間のうち、荇北町へふるさと納税を行った者 <input type="checkbox"/> 過去に連続して3年以上、荇北町に住所を有していたことがある者 <input type="checkbox"/> 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(旧荇洋高校、旧水産高校)を卒業した者 <input type="checkbox"/> お試し住宅の利用経験がある者
---------------------------	--

管理コード(熊本県及び荇北町使用欄)	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び苓北町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、要領及び要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に苓北町以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - (3) 要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合
：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に苓北町以外の市区町村に転出した場合
：半額
(就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額

【熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い】

熊本県及び苓北町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び苓北町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び苓北町は、移住支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

荅北町長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<input type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び荅北町の求めに応じて、熊本県及び荅北町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※雇用者の方
年 月 日

荅北町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書 (テレワーク) (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	<input type="checkbox"/> 所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
交付金による 資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に地域未来交付金 (デジタル実装型) 又は、その前歴事業による資金提供をしていない

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び荅北町の求めに応じて、熊本県及び荅北町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※個人事業主の方
年 月 日

茗北町長 様

申請者名
居住地

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

勤務開始日	年 月 日			
就業時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間		時間
		(うち休憩時間 分)		
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間		時間
	平日	時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
就業時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間		時間
		(うち休憩時間 分)		
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間		時間
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
特記事項 (備考)				

※以下の書類を添付してください。

- ①業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- ②開業届の写し又は確定申告書の写し
- ③申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類
(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

様

苓北町長

熊本県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）並びに苓北町移住支援金交付要項（以下「要項」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 苓北町は、要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に苓北町から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・税金・保険料・使用料等を滞納した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に苓北町以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 苓北町は、要領及び要項の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書

類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

芥北町長 様

住 所：
請求者 氏 名：
電話番号：

芥北町移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった芥北町移住支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

(振込口座)

金融機関名・支店名							
口座種別	普通・当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

様式第5号（第8条関係）
 荅北町長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援実施・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに荅北町移住支援金交付要項（以下、「要項」という。）に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入日	年 月 日		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、荅北町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、 就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 荅北町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
テレワーク勤務の時間	週 時間

7 (関係人口要件による移住者のみ記載) 関係人口要件の該当項目

関係人口要件 ※令和7年4月1日以降の転入者	<input type="checkbox"/> 転入前の過去3年間のうち、荅北町へふるさと納税を行った者 <input type="checkbox"/> 過去に連続して3年以上、荅北町に住所を有していたことがある者 <input type="checkbox"/> 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(旧荅洋高校、旧水産高校)を卒業した者 <input type="checkbox"/> お試し住宅の利用経験がある者
---------------------------	--

(※令和7年4月1日以前に転入した方は関係人口要件の対象外となります。)

8 再交付申請を行う理由

--

管理コード(県及び荅北町使用欄)	
------------------	--

様

苓北町長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）並びに苓北町移住支援金交付要項（以下「要項」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、移住支援金交付決定通知書の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 苓北町は、要領及び要項の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で苓北町から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・税金・保険料・使用料等を滞納した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に苓北町から転出した場合：半額
- 2 苓北町は、要領及び要項の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--